

埼玉県公の施設の在り方有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県が保有する公の施設の在り方を検討するに当たり、専門的な見地から提言を得るため、「埼玉県公の施設の在り方有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に提言する。

- (1) 施設の必要性に関すること
- (2) 施設の活用方策の助言に関すること
- (3) その他、施設の在り方に関すること

(組織)

第3条 有識者会議は、公共施設のマネジメント等について優れた見識を有する者のうちから、知事が依頼する委員4名以内で組織する。

- 2 委員の任期は依頼した日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 有識者会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 やむを得ない理由により会議を欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。
- 4 前項により提出された委員の意見は、委員が会議に出席したものとみなしてその意見を取り扱う。

(会議の公開・非公開)

第6条 会議は、原則非公開とする。

(公の施設に関する調査)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員に対し、公の施設に関する調査を行い、有識者会議に報告するよう求めることができる。

- 2 委員が、前項の調査を行った場合は、会議に出席したときと同様に取り扱う。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員の職を通じて知り得た秘密を公表又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。